

平成25年第1回

福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成25年2月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成25年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	2
7	出席議員	2
8	欠席議員	2
9	地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	2
12	会議の経過	
	(1) 開会及び開議の宣告	3
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	3
	(4) 会議録署名議員の指名	3
	(5) 会期の決定	3
	(6) 発議第1号の提出、提案理由の説明、採決	3
	(7) 議案第1号ないし議案第4号、同意第1号の提出	4
	(8) 提案理由の説明	4
	(9) 議案第1号の説明、採決	6
	(10) 議案第2号の説明、採決	7
	(11) 議案第3号の説明、採決	10
	(12) 議案第4号の説明、採決	11
	(13) 同意第1号の説明、採決	15
	(14) 閉会及び閉議の宣告	16

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第3号

平成25年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年1月28日

福島県後期高齢者医療広域連合長 瀬戸孝則

- (1) 日時 平成25年2月19日(火)午後3時
- (2) 場所 福島テルサ 3階 「あぶくま」
- (3) 付議事件
 - ア 福島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
 - イ 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
 - ウ 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 - エ 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - オ 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
 - カ 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

2 招集年月日

平成25年2月19日

3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

4 会議の時刻

平成25年2月19日午後3時開会、午後4時閉会

5 応招議員

1番 原 正夫君	2番 渡辺敬夫君	3番 山口信也君
4番 仁志田昇司君	5番 遠藤栄作君	6番 星 光祥君
7番 佐藤正博君	9番 目黒章三郎君	10番 鈴木忠夫君
11番 横山元栄君	12番 作田 博君	13番 八島博正君
14番 齋藤邦夫君	15番 和知良則君	

6 不応招議員

16番 佐藤長平君

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	瀬戸孝則君	副広域連合長	古川道郎君
会計管理者	今福康一君	監査委員	阿部昌志君
総務課長	鈴木健一君	業務課長	斎藤裕二君
資格管理係長	佐藤浩二君	給付係長	相川哲也君

10 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 発議第 1号 福島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 6 議案第1号ないし第4号、同意第1号の提出
- 日程第 7 提案理由の説明
- 日程第 8 議案第 1号 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 2号 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 3号 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第11 議案第 4号 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 同意第 1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

11 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

1 2 会議の経過

(1) 開会及び開議の宣告

議長（作田 博君） ただいま出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回福島県後期高齢者医療連合議会定例会を開会いたします。

(午後3時00分)

議長（作田 博君） この際ご報告いたします。

佐藤長平君より欠席の届けがありました。直ちに本日の会議を開きます。

(2) 諸般の報告

議長（作田 博君） 日程第1、諸般の報告を行います。

昨年7月定例会以後に議員の異動がありましたので、報告いたします。

平成24年9月5日に小椋敏一君が任期満了となりました。これにより、平成24年8月29日告示の補欠選挙が執行され、星光祥君、平成24年11月30日に平田武君より辞職願が提出され、同日、これを許可いたしました。これにより、平成25年1月8日告示の補欠選挙が執行され、横山元栄君が当選されましたので、報告いたします。

(3) 議席の指定

議長（作田 博君） 次に、日程第2、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回、補欠選挙において当選された星光祥君の議席を6番、横山元栄君の議席を11番に指定いたします。

(4) 会議録署名議員の指名

議長（作田 博君） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、5番遠藤栄作君、10番鈴木忠夫君を指名いたします。

(5) 会期の決定

議長（作田 博君） 次に、日程第4、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（作田 博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

(6) 発議第1号 福島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議長（作田 博君） 次に、日程第5、発議第1号「福島県後期高齢者医療広域連合議

会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

15番（和知良則君） 本広域連合議会会議規則については、地方自治法を引用している箇所があり、引用元の地方自治法が改正になったことなどから、本広域連合議会会議規則においても、所要の改正が必要になったものであります。以上、説明とします。

議長（作田 博君） 提案理由の説明が終わりました。なお、本案に関しては、質疑と討論を省略し、直ちに採決したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） 異議なしと認めます。

本案の質疑と討論は省略し、これより発議第1号「福島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を採決いたします。

本案を原案とおりに決することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号「福島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案とおりに可決されました。

（7）議案第1号ないし第4号、同意第1号の提出

議長（作田 博君） 次に、日程第6、議案第1号ないし第4号、同意第1号の提出を行います。

ただいま広域連合長から議案の提出がありました。議案は、先にお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

（8）提案理由の説明

議長（作田 博君） 次に、日程第7、提案理由の説明を行います。

議案第1号ないし議案第4号、同意第1号を一括して議題といたします。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。

広域連合長（瀬戸孝則君） 本日、ここに平成25年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご参集を賜り厚くお礼を申し上げる次第であります。

本定例会に提出いたしました案件ですが、平成24年度各会計補正予算が2件、平成25年度各会計予算が2件、同意案件が1件の合わせて5件でございます。

提案理由を申し上げるに先立ちまして、後期高齢者医療制度に関して、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと思っております。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、制度発足から5年が経過しようとしているところであります。高齢化の進展、それから医療技術の高度化に伴う医療費の増加など、本制度を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。こうした状

況の下におきましても、本広域連合といたしましては、被保険者の皆様が安心して医療サービスを受けられるよう、構成市町村と連携を図り、本制度の安定的な運営に努めてきたところであります。平成24年度におきましては、喫緊の課題であった東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故で被災された被保険者に対する一部負担金の免除等により、安心して医療サービスを受けられる環境づくりに取り組むとともに、本制度の根幹をなす電算処理システムの入替えを実施してきたところでございます。更に、医療費の適正化と収納率の向上による安定的な財政運営に努めるため、レセプト点検業務や収納対策の強化に努めるとともに、健康保持による豊かな生活を支援するため、健康診査の自己負担の無料化に引き続き取り組んできたところであります。本制度を含む今後の社会保障のあり方については、昨年11月より開催されております「社会保障制度改革国民会議」において議論がスタートしたところであります。本広域連合といたしましては、構成市町村と一層連携を深め、激変する社会情勢に迅速に対応し、引き続き安定かつ効率的な制度運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、予算編成等にあたり、特に留意した点などについて申し上げます。

平成24年度の補正予算についてであります。一般会計補正予算については、医療費の地域格差の特例に係る不均一保険料が確定したことに伴うものであります。また、特別会計補正予算については、療養給付費が当初予算を下回る見込みのため、減額補正をするものであり、それに合わせて歳入についても所要の補正をするものであります。

次に、平成25年度の当初予算についてであります。一般会計予算につきましては、歳入では構成市町村の共通経費負担金、歳出では広域連合事務費及び職員の人件費が主なものでありますが、平成24年度において電算処理システムの入替えが完了したことにより、歳入歳出とも減額となったところであります。

次に、特別会計予算につきましては、被保険者数の伸びや医療の高度化などによる1人当たりの医療給付費の実績等を勘案したものとなっております。

平成25年度の財政運営につきましては、引き続き効率的かつ適正な執行に努めてまいりたいと考えているところでございます。慎重なるご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を行います。

議案第1号「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,615万6,000円とするものでございます。

議案第2号「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ107億5,085万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,323億2,885万6,000円とするものでございます。

議案第3号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億1,187万8,000円とするものでございます。

議案第4号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,300億4,201万7,000円とするものでございます。

同意第1号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」でございますが、広域連合議会議員のうちから選任する監査委員の辞職に伴い、監査委員の選任の同意を求めるものでございます。

以上、議案5件についての提案理由の説明といたします。よろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願いいたします。

(9) 議案第1号 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

議長（作田 博君） 次に、日程第8、議案第1号「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦辰夫君） 議案書につきましては、別冊のA4判縦の「平成24年度一般会計並びに特別会計補正予算書（一般会計第2号、特別会計第2号）」をご準備いただきたいと存じます。1ページをお開き願います。

議案第1号 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書は、2ページから9ページまでの記載となっておりますが、別冊の「平成24年度補正予算説明資料」（一般会計第2号補正・特別会計第2号補正）のA3判縦の資料でご説明させていただきたいと存じますので、ご準備のほどをよろしくお願いいたします。

まず、1ページをご覧ください。単位は円となっております。文字が小さく見にくいところもあるかと存じますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

今回の補正は、国及び県の負担金であります不均一保険料額の確定及び預金利子の運用実績などにより、歳入歳出とも5万2,000円を補正増するものでございます。補正の額は、表右から2番目の第2号補正後の額の欄の計にある、それぞれ12億1,615万6,000円とするものでございます。

まず、歳入の内訳をご説明いたします。上の表をご覧ください。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目保険料不均一賦課負担金において、負担金の額が確定したことによりまして15万5,000円を減額するものでございます。これは、均一保険料との差額分を国と県が2分の1ずつ負担するものでございます。

第3款県支出金15万5,000円の減は、不均一賦課負担金の県負担の減額分で

ございます。

次に、第4款財産収入でございますが、第1目財産貸付収入では、広域連合職員の借上げ公舎入居料が確定したことによりまして10万1,000円を減額するもの、また、第2目利子及び配当金では、臨時特例基金の預金利子23万4,000円を増額するものでございます。

次に、第7款諸収入、第1目預金利子では歳計現金で発生いたしました預金利子22万9,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目老人福祉費のうち、保険料不均一賦課繰出金31万円の減につきましては、保険料不均一賦課負担金の減額分を特別会計への繰出金から減額するものでございます。また、臨時特例基金積立金23万5,000円の増は、臨時特例基金の預金利子増額分23万4,000円に端数処理分としまして予備費から1,000円を加え、基金積立金に増額するものでございます。

次に、第4款予備費のうち、共通経費予備費12万7,000円の増ですが、内訳は借上げ公舎入居料の10万1,000円の減額分と歳計現金預金利子22万9,000円の増額分、それに臨時特例基金積立金への充当分1,000円でございます。

以上が議案第1号の説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（作田 博君） それでは、議案第1号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第1号は、これを原案とおりに決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案とおりに可決されました。

（10）議案第2号 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（作田 博君） 次に、日程第9、議案第2号「平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦辰夫君） それでは、議案書の「平成24年度一般会計並びに特別会計補正予算書」、11ページをお開きください。

議案第2号 平成24年度福島県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2

号)につまましてご説明申し上げます。

補正予算書は、12ページから23ページまでの記載となっておりますが、引き続き別冊の「平成24年度補正予算説明資料」A3判縦の資料により説明させていただきます。

今回の補正の主なものでございますが、療養給付費が当初予算額を96億円余下回る見込みのための補正減でございます。説明資料の2ページをご覧ください。歳入におきましては、表右から3番目の第2号補正額の欄の一番下の計にございますように107億5,085万4,000円を減額するものでございまして、補正後の歳入計を2,323億2,885万6,000円とするものでございます。

次に、3ページをご覧ください。歳出でございますが、補正額及び補正後の歳出合計額は、いずれも歳入と同額補正となるものでございます。それではまず、3ページの歳出の主な内容からご説明させていただきます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費のうち、上から2番目の電算処理委託費2億6,396万8,000円の減でございますが、これは電算処理システムの入替えに係る経費が、当初の見込み額より低く抑えられたためによるものでございます。次に、この電算処理委託費から6行下の後期高齢者医療災害対策事業で1,927万6,000円を計上しておりますが、市町村震災対応事業に対する国からの補助が、国の予算措置の変更によりまして災害臨時特例補助金から特別調整交付金変更となったため、新たに予算科目を設け、臨時特例基金事業から予算を移し替えて計上するものでございます。次にその下の欄、後期高齢者医療保険料還付金相当額返還事業で575万9,000円を計上しておりますが、市町村において事務処理誤り等により、保険料還付金として被保険者へ返還できなくなった保険料還付金相当額の返還事業を行う市町村に対し、その事業を補助するため、新たに予算科目を設け計上するものでございます。

次に、第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費96億6,111万8,000円の減ですが、そのうち療養の給付費90億7,649万5,000円の減及び入院時食事療養費7億4,622万7,000円の減は、それぞれ当初計画より低位に見込まれますことから、減額するものでございます。また、療養費1億6,160万4,000円の増でございますが、あんま、マッサージの利用件数が増加していることから、増額するものでございます。次に、第2項高額療養諸費のうち、第1目高額療養費4億9,349万5,000円の減でございますが、これも当初計画より低位で見込まれることから、減額するものでございます。そういったしまして、保険給付費全体で101億5,510万8,000円を減額するものでございます。

次に、第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金のうち、第2目償還金11億4,840万7,000円の減でございますが、主に後期高齢者交付金償還金分について、歳出からの支払いではなく、歳入である後期高齢者交付金を減額することで相殺することとしたため、歳出からは減額となったものでございます。

次に、第8款予備費7億6,298万円の増でございますが、療養給付費等が当初

より低位で見込まれることから生じた剰余金について、緊急の事態等に対応するため計上したものでございます。

2 ページにお戻りいただきまして、歳入の主なものについてご説明いたします。

まず、第1款市町村支出金、第1項市町村負担金のうち、第1目保険料等負担金の後期高齢者医療保険料2億7,100万5,000円の減でございますが、これは被保険者数及び1人当たりの所得額が、当初見込みより少なかったこと等によるものでございます。次に、第2目療養給付費負担金のうち、1の現年度分7億3,462万円の減ですが、歳出でご説明いたしました療養給付費等の減額によりまして、定率負担分が減額されるものでございます。また、2過年度分の1億1,649万1,000円の増でございますが、平成23年度の給付費確定により、負担金の不足分が市町村から追加納付されることによる過年度分負担金の増でございます。

次に、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金の1現年度分22億386万円の減ですが、療養給付費等の減額によりまして定率負担分が減額されるものでございます。次に、第2項国庫補助金のうち、第1目調整交付金の普通調整交付金8億7,364万5,000円の減でございますが、療養給付費等の減額によるものでございます。また、特別調整交付金20億6,571万9,000円の増ですが、主に東日本大震災に係る一部負担金の免除及び保険料減免に対する国からの補てんが、災害臨時特例補助金から特別調整交付金に変更になったことによる増額でございます。同様の理由で、第2目後期高齢者補助金のうち、後期高齢者医療災害臨時特例補助金が22億6,429万7,000円の減となっております。

次に、第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金の1現年度分7億3,462万円の減ですが、療養給付費等の減額により、定率負担分が減額されるものでございます。

次に、第4款支払基金交付金の後期高齢者交付金、これは現役世代からの支援分でございますが、そのうち1現年度分60億3,438万7,000円の減は、療養給付費等の減額によるものと、先に説明しましたとおり後期高齢者交付金償還金分を歳出からの支払いとせず、後期高齢者交付金を減額することで相殺することとしたためでございます。

以上が、議案第2号の説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（作田 博君） これから議案第2号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第2号は、これを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(作田 博君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案どおり可決されました。

(11) 議案第3号 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議長(作田 博君) 次に、日程第10、議案第3号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(三浦辰夫君) 議案書につきましては、別冊A4判縦の「平成25年度一般会計並びに特別会計予算書」をお開き願います。1ページをお開き願います。議案第3号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、ご説明いたします。予算書は、2ページから13ページまで記載してございますが、別冊の平成25年度予算説明資料でご説明させていただきます。

説明資料の1ページをご覧ください。一般会計と特別会計の予算額でございますが、一般会計では歳入歳出予算それぞれ8億1,187万8,000円となるものでございます。また、特別会計では、歳入歳出予算それぞれ2,300億4,201万7,000円となるものでございます。

次に、2ページのA3判縦の資料をご覧ください。まず、一般会計の歳入についてご説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金7億7,360万5,000円は、構成市町村からの共通経費負担金でございます。昨年度より3億6,000万円余の減となっておりますが、電算システムの入替えに係る経費の減額が主な要因でございます。

次に、第2款国庫支出金のうち、第1項国庫負担金382万2,000円は、国負担分の保険料不均一賦課負担金でございます。

次に、第3款県支出金382万2,000円は、県負担分の保険料不均一賦課負担金でございます。

次に、第4款財産収入219万7,000円ですが、これは借り上げ公舎の入居料の職員負担分と臨時特例基金の利子でございます。

次に、第5款繰入金のうち第1項基金繰入金ですが、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金で措置されておりました災害対応経費について、特別会計繰出金により措置されることとなったため、平成25年度は予算計上いたしませんでした。第2項他会計繰入金の1目後期高齢者医療特別会計繰入金283万1,000円は、災害対応経費として措置されるもので、一部負担金還付業務等に係る職員の超過勤務手当3か月分を計上させていただいております。

次に、第6款繰越金2,539万5,000円でございますが、前年度からの繰越金などでございます。

次に、歳出でございますが、下の表をご覧ください。主な内容をご説明いたします。まず、第1款議会費の議会運営費88万1,000円でございますが、議員16名

の報酬等でございます。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費のうち、派遣職員人件費等7,124万5,000円は、事務局長、次長、総務課職員5名の計7名分の人件費等負担金及び遠隔地から派遣される職員用の借上げ公舎賃借料等でございます。次に、臨時職員雇用費620万4,000円でございますが、臨時職員3名分の賃金等でございます。平成23年10月から震災対応事務補助としまして1名を追加雇用し、今年度まで4名を雇用してまいりましたが、震災対応業務が減少したことから、3名の雇用に戻すものでございます。次に、事務局管理運営費710万9,000円でございますが、職員旅費、事務局運営に係る役務費、委託料等でございます。事務局の端末機入替えが終了したことから、前年度より減額となっております。次に、情報公開等適正化事業15万2,000円は、委員5名の報酬等でございます。次に、第2項選挙費のうち、第1目選挙管理委員会費5万3,000円ですが、委員4名の報酬等でございます。第2目広域連合長選挙費3万6,000円は、広域連合長の任期満了に伴う選挙経費でございます。次に、第3項監査委員費18万8,000円は、委員2名の報酬等でございます。

次に、第3款民生費のうち、後期高齢者医療事業の特別会計事務費等繰出金5億7,371万4,000円は特別会計への繰出金でございますが、業務課における事務費と保険料不均一賦課繰出金などがございます。前年度に比べ3億7,800万円余の減となっておりますが、電算処理システムの入替えに係る経費の減が主な要因でございます。次に、派遣職員人件費1億3,038万3,000円でございますが、業務課職員16名分の人件費等でございます。

次に、第4款予備費としまして1,282万9,000円を計上するものでございます。

以上が議案第3号の説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（作田 博君） それでは、議案第3号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第3号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案どおり可決されました。

（12）議案第4号 福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合後期高齢者医療特別会計 予算

議長（作田 博君） 次に、日程第11，議案第4号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦辰夫君） 議案書の「平成25年度一般会計並びに特別会計予算書」の15ページをお開き願います。議案第4号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明いたします。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,300億4,201万7,000円と定めるものでございます。後ほど詳細をご説明いたします。次に、第2条の一時借入金でございますが、最高額を180億円と定めるものでございます。次に、第3条、歳出予算の流用でございますが、第1号に記載のとおり、保険給付費の各項に計上されました予算額に過不足が生じた場合、同一款内で各項間の流用を認めることとするものでございます。

次に、歳入歳出予算の内容につきましては、16ページから31ページまで記載してございますが、別冊の「平成25年度予算説明資料」のA3判縦の資料でご説明させていただきます。3ページは特別会計予算の歳入の一覧表、4ページは歳出の一覧表となっております。

まず、歳入歳出予算額は、一番下の計に記載のとおり、それぞれ2,300億4,201万7,000円でございます。前年度当初予算額より77億円余の減となっております。これは4ページをご覧くださいまして、第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費において、前年度より61億円余の減となっていることが大きな要因でございます。これにより歳入で、療養給付費等に基づき交付される国・県・市町村からの定率負担分や調整交付金、支払基金交付金等が、前年度より減額となっております。療養給付費の減の理由でございますが、25年度の療養給付費の見込み額は、24年度の実績見込み額を基に算出しておりますが、その24年度実績見込み額が、24年度当初予算額に比べ約88億円少なかったため、25年度と24年度の当初予算額で比較すると、77億円余の減となるものでございます。資料に記載はございませんが、24年度の実績見込み額と25年度当初予算額を比べますと、25年度当初予算額は約56億円の増となっております。

それでは、5ページをお開き願います。「特別会計における財政の概要」でございますが、詳細につきましては、この資料によりましてご説明させていただきたいと存じます。

まず、それでははじめに、右側の歳出をご覧ください。棒グラフの中に記載しておりますとおり、保険給付費が2,276億442万3,000円となっております。歳出全体の98.9%を占めております。主なものをご説明申し上げます。右側の四角で囲んだ枠をご覧ください。

まず、療養給付費ですが、2,191億3,889万4,000円でございます。ただ今ご説明いたしましたように、前年度より61億円余の減額となっております。内訳ですが、①療養の給付2,126億2,353万4,000円は、本人負担分を除き

ました7割、9割の給付分で、前年度より52億5,000万円余の減となっているものです。②入院時食事・生活療養費43億5,775万1,000円は、標準負担額を超えた部分の現物給付で、前年度より6億3,000万円余の減となっております。次に、④補装具・柔道整復などの療養費21億5,760万8,000円は、前年度より2億円余の減となっております。次に、訪問看護療養費4億8,684万6,000円ですが、24年度の実績が上がっているため、前年度より1,500万円余の増となっております。特別療養費、移送費は記載のとおりで、前年度とほぼ同額でございます。次に、審査支払手数料6億961万5,000円でございますが、レセプトの内容を審査する国保連合会への委託手数料で、レセプト件数が増えておりますことから、前年度より1,600万円余の増となっております。次に、高額療養費63億670万6,000円につきましては、被保険者の1か月に支払った医療費が負担限度額を超えた場合に現金支給する費用で、3億3,000万円余の減となっております。理由といたしましては、療養給付費の減と同様の理由でございます。次の高額介護合算療養費2億614万2,000円は、介護保険サービスも受けている方で、世帯内の被保険者全員で1年間の後期高齢者医療と介護保険の自己負担額を合算して、自己負担限度額を超えた場合に支給する費用で、前年度とほぼ同額を計上しております。葬祭費8億5,560万円は、被保険者がお亡くなりになった場合、お1人につき5万円を、葬祭を行った方に給付する費用で、前年度より600万円余の増となっております。

次に、保険給付費以外のその他の支出でございますが、県財政安定化基金拠出金2億3,429万円は、保険料未納や給付費の増などのリスク対応並びに保険料の上昇抑制のため、国、県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、県で基金を設置しているもので、前年度とほぼ同額でございます。次に、特別高額医療費共同事業拠出金等6,066万6,000円でございますが、レセプト1件当たり400万円を超える著しく高額な医療費を、各広域連合が共同で支える事業への拠出金で、前年度より700万円余の増となっております。次に、保健事業費4億703万4,000円でございますが、市町村に委託しまして行っている健康診査事業を実施する費用で、前年度とほぼ同額でございます。次に、総務費6億8,084万1,000円は、一般管理費、電算処理費等で、前年度より4億1,000万円余の減となっております。これは電算処理システムの入替えが終了したことから、主に②の電算処理費で3億8,000万円余が減となったことによるものでございます。次に、諸支出金1億7,317万2,000円は、過年度保険料の還付金でございます。これは、市町村が徴収した保険料のうち、資格喪失等で過納額が発生した場合、その分を還付することになります。当該還付が過年度分の場合、還付分を広域連合から市町村に支出することになるため、それに要する費用を計上しております。前年度より1億3,000万円余の増となっておりますが、年度間の差が大きく、また、東日本大震災により還付の増大が見込まれることから、前年度の実績で計上したことによります。次に、予備費といたしまして、給付費増への対応や次年度への繰越財源としまして8億8,159万円を見込む

ものでございます。

次に、そのための財源措置であります歳入でございますが、左側をご覧ください。

まず、国の普通調整交付金203億8,479万9,000円でございますが、広域連合間の被保険者の所得格差による財政力の不均衡を調整するために、国から交付されるものでございます。前年度より14億1,000万円余の減となっておりますが、療養給付費の減によるものでございます。

次に、定率負担の国分542億4,753万2,000円は、前年度より8億3,000万円余の減となっておりますが、その下の定率負担の県分、定率負担の市町村分それぞれ180億8,251万円は、前年度より2億7,000万円余の減となっております。これらは、療養給付等に対して、国は12分の3、県と市町村は、それぞれ12分の1の負担割合となっております。そういったしまして、調整交付金と合わせた公費負担が、歳入の約5割となっておりますのでございます。

次に、支払基金交付金916億3,321万2,000円は、前年度より24億1,000万円余の減でございますが、療養給付費の減によるものでございます。なお、この支払基金交付金は、支払基金が各保険者（健保組合、協会けんぽ、共済組合）から後期高齢者支援金として徴収したものを各広域連合へ交付するもので、現役世代からの支援金というものでございます。歳入の約4割となっております。

次に、保険料134億1,830万4,000円でございますが、こちらは市町村が徴収しまして、広域連合に保険料等負担金として納付するものでございますが、前年度より17億6,000万円余の増となっております。これは、24年度当初予算では、低所得者の保険料軽減措置を更に軽減するため、公費補てんとして、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金を充当しまして保険料を軽減しておりましたが、今日現在、国の24年度補正予算が成立していないため、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金を25年度当初予算に計上できないことによるものでございます。現在、国会において審議されております補正予算が成立しましたら、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金を反映しました保険料額に補正させていただきたいと考えております。

次に、公費補てん44億6,811万1,000円でございますが、昨年度より13億8,000万円余の減となっておりますが、国の補正予算が成立していないため、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金を計上していないことによります。内訳でございますが、真ん中の説明書きの中ほど、公費補てんの枠をご覧ください。まず、保険基盤安定負担金44億6,046万6,000円は、前年度より2億5,000万円余の増で、これは法で定めている低所得者の保険料軽減分として市町村が4分の1、県が4分の3を負担するものでございます。また、不均一保険料の特例ですが、均一保険料との差額を国と県が2分の1ずつ負担するもので764万5,000円となっており、ほぼ前年度同額でございます。次に、後期高齢者医療制度臨時特例基金は、先ほども申しました24年度の国の補正予算が未成立のため、現段階では計上しておりません。国の補正予算成立後、補正させていただきたいと考えております。

次に、高額医療費に対する支援、左の棒グラフに戻っていただきまして、高額医療

費に対する支援15億5,531万8,000円でございますが、前年度より8,000万円余の増でございます。また、説明書きの高額医療費に対する支援をご覧いただきたいと存じます。高額医療費負担金15億1,679万4,000円は、前年度より8,000万円余の増で、レセプト1件当たり80万円を超える高額な医療費に、国と県が4分の1ずつを負担するものでございます。また、その下に書いてあります特別高額医療費共同事業3,852万4,000円はほぼ前年度同額でございますが、広域連合におけるレセプト1件当たり400万円を超える著しく高額な医療費の200万円を超える部分について、国保中央会から交付されるものであります。

次に、また、棒グラフをご覧いただきまして、原発事故に係る減免措置でございますが、警戒区域等に指定されている地域の被保険者の保険料減免及び一部負担金免除分が補てんされるものでございます。災害臨時特例補助金及び特別調整交付金合わせて30億9,446万2,000円でございます。25年度は東日本大震災により被災した被保険者は減免対象とならないことから、前年度より24億1,000万円余の減となっております。

次に、剰余金19億2,178万3,000円でございますが、平成24年度からの繰越金でございます。

次に、財政安定化基金交付金18億円でございますが、平成24年、25年度保険料率を見直す際に、保険料上昇抑制財源として基金を取り崩すことにしていたもので、25年度に県から交付される予定となっているものでございます。

次に、その他の収入13億5,347万6,000円につきましては、右側の説明書きにありますように、健康診査事業負担金及び一般会計からの事務費等繰入金等となっております。

以上が議案第4号の説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（作田 博君） それでは、議案第4号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（作田 博君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第4号は、これを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案どおり可決されました。

（13）同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

議長（作田 博君） 次に、日程第12、同意第1号「福島県後期高齢者医療広域連合

監査委員の選任の同意を求めることについて」を議題とします。

広域連合長より説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（瀬戸孝則君） 同意第1号、福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについてでございます。広域連合議会議員から選出の監査委員でございます。議会議員から選出の平田武監査委員より議員の辞職願が提出されたことから、後任といたしまして目黒章三郎氏を適任と認め、選任を行うものでございます。よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（作田 博君） これより同意第1号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」は、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） 異議なしと認めます。

この件につきましては、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので、目黒章三郎君の退場を求めます。（目黒章三郎議員 退場）

議長（作田 博君） 暫時休憩いたします。 （午後3時57分）

議長（作田 博君） 会議を再開いたします。 （午後3時57分）

議長（作田 博君） これより採決いたします。

お諮りします。

同意第1号、目黒章三郎君の監査委員選任に同意することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（作田 博君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号、目黒章三郎君の監査委員選任に同意することに決しました。

目黒章三郎君の入場を求めます。（目黒章三郎議員入場・着席）

議長（作田 博君） 暫時休憩いたします。 （午後3時58分）

議長（作田 博君） 会議を再開いたします。 （午後3時58分）

議長（作田 博君） 目黒章三郎君に申し上げます。

同意第1号「監査委員の選任について」は、同意することに決しましたので、報告いたします。

それでは、目黒章三郎君、登壇し、就任のごあいさつをお願いいたします。

9番（目黒章三郎君） ただいま当議会の監査委員に選任されました目黒章三郎でございます。職責を全うしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

（14）閉会及び閉議の宣告

議長（作田 博君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

以上で会議を閉じ、平成25年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。どうもご苦労さまでした。

(午後4時00分)